

陳情書

陳情第 4 号

2026 年 4 月 20 日

国立市議会議長 殿

国立市管理公園内における桜木の管理瑕疵による児童の顔面受傷事故への行政対応の是正および再発防止に関する陳情

【陳情の趣旨】

国立市が管理する谷保第三公園において発生した、桜木の管理に起因する児童の顔面受傷事故に関し、市の初期対応の適格性、解決までの長期化（170 日以上経過）、および市民対応の在り方について重大な課題があると考えます。

とりわけ、市民から提示された合理的根拠に基づく主張に対する十分な検討が尽くされているとは言い難く、また外部代理人への委任を理由として市としての主体的な対話が十分に行われていない現状は、市民に過度な負担を生じさせるおそれがあります。

これらの点を踏まえ、行政に対する信頼の回復および市民の安全・安心の確保の観点から、下記の事項について議会における検証および是正を求めるものです。

本件は、公園内における事故発生直後、市に所属する弁護士資格者を含む職員により「管理上の瑕疵はない」との判断が示されたことに端を発しています。

しかしながら、その後、市自ら瑕疵を認め賠償の提示に至っている経緯に照らすと、当初判断の妥当性については重大な疑義が生じているものと考えられます。この初動判断が、その後の対応の長期化および混乱の一因となった可能性は否定できません。

また、現在は外部弁護士が代理人として対応しているものの、提出済み資料を踏まえた十分な事実確認および実質的な協議が進展しているとは言い難い状況にあります。その結果として、市民側に過度な説明負担が生じていると感じております。

当方は、本件における市の初期対応の不備、顔面受傷に伴う児童の精神的負担、ならびに本件解決に至るまでに要した170日以上に及ぶ対応時間等を総合的に考慮し、これらを一般的な機会費用の考え方にに基づき金銭換算したうえで、抑制的かつ合理的な水準として10万円の和解提案を行いました。

しかしながら、当該提案については、その算定根拠が十分に検討されることなく、「根拠が明確でない」との理由により受け入れられず、結果として実質的な協議が進展していない状況にあります。

一方で、外部委託の継続に伴い相応の公金が支出されていると考えられる中、比較的低額と考えられる和解提案による解決の可能性があるにもかかわらず、解決が長期化している現状については、行政コストおよび市民負担の観点から検証が必要であると考えます。

さらに、直近において国立市内で桜の倒木が発生し、社会的関心を集めたことも踏まえると、公園管理および危機管理体制の在り方について、改めて検討を要する状況にあるものと考えます。

本件は個別の事故対応にとどまらず、市における初動判断の在り方、外部委託の運用、市民対応の姿勢など、行政運営全体に関わる課題を内包しているものです。

よって、議会におかれては、本件について実効性ある検証を行い、必要な是正措置および再発防止策を講じられるよう強く求めるものです。

資料：外部代理人との協議経過に関する主な発言（メール抜粋）

本件に関する外部代理人との協議において、以下の通り、解決に向けた実質的な協議が進展していない状況が確認されている。

1. 初動対応に関する市の認識

「当初の判断・対応が誤っていたとは認識しておりません」

その後、市自ら瑕疵を認め賠償提示に至っている経緯があることから、当初判断の妥当性については検証の余地があると考えられる。

2. 対応の重複・同一書類の提出依頼

「治療経過（初診日、終診日、通院回数）がわかる資料のご提出をお願いします」

すでに市には上記すべての情報を提出済みであり、それを基に賠償額の算定が進められた経緯がある。

3. 説明責任および調査義務の放棄

「類似する裁判例を示して頂ければ、慰謝料額について当方で再検討はいたします」

行政としての賠償範囲に関する調査・検討が十分に尽くされているとは言い難く、結果として被害者側に立証負担が偏っている状況にある。

4. 協議継続に関する対応

「これ以上の回答は困難であると思料しております」

この結果、当事者間における実質的な協議が進展しない状況が生じている。

【陳情事項】

1. 市内部における初動判断（瑕疵なしとの判断）の妥当性および、その後の対応長期化（170日以上）に至った経緯の検証
2. 解決可能な事案において外部弁護士へ委託する運用の必要性・妥当性ならびに、それに伴う公金支出の適正性の検証
3. 今後同様の事案が発生した場合に備え、市民に寄り添った迅速かつ適切な対応を実現するためのガイドラインの策定およびその公開

以上